

地方独立行政法人堺市立病院機構の中期目標について

1. 中期目標の概要

法的根拠・・・地方独立行政法人法第25条第1項

策定意義・・・設立団体の長が、3～5年の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを法人に指示するミッション。
一番大きなPDCAサイクルの目標設定

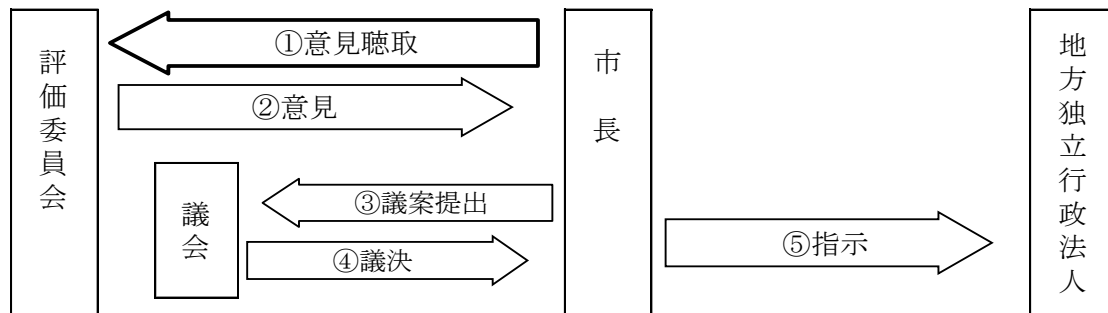
法定記載項目・・・地方独立行政法人法第25条第2項

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

策定手続・・・地方独立行政法人法第25条第3項

→ あらかじめ、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て市長が策定

2. 中期目標の策定（法第25条）



3. 中期目標と中期計画・年度計画の関連性

